

建設機械抵当法施行規則の一部を改正する省令案について (概要)

令和 7 年 2 月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

建設機械抵当法（昭和 29 年法律第 97 号）第 4 条の規定により、建設業者が自らの保有する建設機械に所有権登記を行おうとする際、当該機械に所定の記号を打刻する必要があるところ、打刻については建設機械抵当法施行令（昭和 29 年政令第 294 号。以下「令」という。）及び建設機械抵当法施行規則（昭和 29 年建設省令第 35 号。以下「規則」という。）でその詳細を規定している。

上記の打刻に関し、令和 6 年の地方分権改革に関する提案募集において、打刻作業に要する準備や実務の負担から「打刻した金属板を建設機械に固定する等の打刻方法の簡素化」を行うことが提案されたことを受け、令和 6 年 12 月 24 日に閣議決定された「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」において「打刻の方法については、令和 6 年度中に省令を改正し、記号を打刻した金属板を剥離できないよう固着させる方法によることも可能とする」とされたところ。これを踏まえ、今般、当該省令について所要の改正を行うこととする。

2. 省令案の概要

○打刻作業に係る方式の修正について（第 3 条（令第 8 条）関係）

規則第 3 条において打刻に係る様式や打刻位置を規定しているところ、金属板を建設機械に外れないよう取り付けの方法も認めることとする。

あわせて、打刻記号の様式について合理化を図ること。

3. 今後の予定

公布：令和 7 年 3 月中旬（予定）

施行：令和 7 年 4 月 1 日（予定）